

令和6年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

1 日時 令和6年8月9日(金)午前10時～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)

3 出席委員

公益代表：井田委員、松隈委員、本谷委員

労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員

使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：本多労働基準部長、竹内賃金室長、幡手賃金室長補佐

5 議題

(1) 金額審議について

(2) その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、本谷委員が少し遅れて到着されるとのご連絡をいただいております。

現時点では本専門部会は8名、本谷委員が到着されれば9名がご出席となり、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしくお願い致します。

部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

残念ながら、前回では結審に至らなかったところですが、最初に、前回3回目の金額審議の概要を申し上げますと、

労側からは、

- ・他県への人材流出防止について考慮する必要がある
- ・使用者側の提示金額について、今一度検討する必要がある

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・賃金を引き上げなければならないことは理解している。ただし、中小零細企業のことを考えると大幅な引き上げは難しいのではないか
- ・他県への人材流出防止という点も考慮する必要がある

などのご意見があり、8月7日の金額審議では結審に至らなかったということでした。

本日は、4回目の金額審議となります。

本日は審議を尽くして取りまとめを行いたいと考えておりますので、労使委員の皆さま、ご協力をお願いします。

まずは、全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

労側委員いかがですか。使側委員いかがですか。

【意見なし】

部会長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者側委員の皆様は、3階雇用環境・均等室奥の委員会室を控室として用意しています。事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長

本日は最初に、労側から、ご意見をお聞きしたいと思います。
使用者側は、控室にご移動をお願いします。

それでは公労会議を始めます。

(二者会議)

部会長

それでは全体会議を再開します。

労働者側委員、使用者側委員のそれぞれからご意見を伺いました。

労働者側委員の方から更なる金額の提案がございました。これは2年で1,014円を達成するためという観点から、金額を修正いただいて、58円という提案をいただきました。

使用者側委員の方からは、前回提示いただいた金額から再提案はございませんでした。人材確保の観点からさらに検討して意見を述べたいということで、現段階では労使の意見が一致していないということでございます。

このため、引き続き協議していきたいということになりますが、今の時点で労側、使側から何かご意見ございませんか。

今後の進め方についてこちらで考えたのですけれども、一旦散会し、午後1時30分から再開ということはいかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

部会長

それでは一旦散会し、午後 1 時 30 分から全体会議を再開します。

(休会)

部会長

それでは時間になりましたので再開いたします。

引き続きご審議いただきますけれども、まずは使側からお話をお伺いしたいと思います。

労側は控室にてお待ちください。

(二者会議)

部会長

それでは、議事を再開いたします。労働者側委員、使用者側委員より、それぞれ今回の改正に対する考え方、引上げ額等をお伺いした上で、全会一致の結論が得られるように公益で調整を行ってきたつもりでございますが、意見の一致は得られないということになりました。

よって、改正決定を行うため、採決により改定額を決定したいと思います。

採決に当たって、公益委員の見解を述べたいと思います。

まず今回は目安が 50 円ということがございますけれども、双方からのご意見により、人材確保を重視すべきではないかということもありますし、影響率と未満率は必ずしも一致するものではないというところも考慮いたしまして、目安は 50 円なのですけれども、私ども公益委員の見解としては 55 円の引き上げということで採決をしていきたいと思っております。

それでは、採決に移ります。

改正する大分県最低賃金につきまして、本年度の最低賃金の改定額は、現行の時間額 899 円から 55 円を引上げて 954 円、引き上げ率 6.12% (目安額+5 円) とすることに、

賛成の委員は、挙手をお願いします。

賛成 6 名

反対の委員は、挙手をお願いします。

反対 3 名

賛成 6 名、反対 3 名、賛成多数となりました。

したがいまして、大分県最低賃金の時間額は、現行の 899 円から 55 円を引き上げて 954 円、引き上げ率 6.12%（目安額+5 円）とすることといたしまして、本審議会に報告することといたします。

この報告は、本日の午後 4 時 45 分頃を目途に審議会で行うこととなりますので、よろしくをお願いします。

以上で、本専門部会の審議はすべて終了し、これまでの審議結果を報告書にまとめ、審議会あて提出することになります。

審議結果のほか、報告書に付記する要望などがありましたら挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤野委員

使用者側からは、ただ今、採決によりプラス 55 円引き上げということで、採決の結果でございますので、これを受け入れたいと思いますけれども、今回、昨年と過去最大の引き上げということで 2 年引き続きということもありますし、審議会が始まる前に最初に私どもから現在の状況として、エネルギーや原材料の価格が高騰していて非常に厳しい経営環境が続いている中で今回の大幅な引き上げになるということで、小規模零細企業にとっては影響が大きいのではないかとということもございまして、2 点ほど答申書に要望ということで記載をお願いしたいと思います。

まず 1 点目が、最低賃金維持が厳しい企業に対する支援策の強化ということです。

現在、中小企業の生産性向上を図る支援策として「業務改善助成金」や「ものづくり補助金」などの制度がありますがけれども、最低賃金引上げの影響を受ける中小・小規模事業者が更に活用しやすくなるような支援策をご検討いただきたいというのが 1 点目でございます。

それから 2 点目が、価格転嫁しやすい環境整備の更なる強化ということです。原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して、最低賃金引上げの影響を受けやすい小規模・零細企業ほど価格転嫁ができていな

い企業が多いと聞いております。特に人件費増加に伴う価格転嫁に対する理解が得られないですとか、この審議会の場でもお話ししましたけれども、特に一般消費者の方に対するいわゆる価格転嫁は、要は値上げにつながることで、一般消費者への意識の浸透を図る必要もあるのではないかとということで、そういった施策を徹底していただいて、賃上げの原資確保につなげる取組を継続して実施するというと、この2点を答申書に記載をお願いしたいと思います。

部会長

分かりました。ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

【意見なし】

部会長

それでは事務局は、ただ今の要望も踏まえて報告書の（案）を作成し配付してください。

賃金室長

報告書案を作成致しますので少々お待ちください。

（退室、入室、報告書案配布）

部会長

それでは、報告書（案）の読み上げを事務局からお願いします。

賃金補佐

【報告書（案）を読み上げ】

部会長

この報告書（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【質疑なし】

部会長

それでは、本専門部会における審議の結論として、本報告書を審議会に提出するというところでよろしいでしょうか。

【意見なし】

部会長

それでは、本報告書は審議会に提出することとします。冒頭の（案）は削除ください。

事務局から、審議会の日程について説明をお願いします。

賃金室長

本日、本審を午後4時45分から当会議室におきまして、開催いたします。よろしく願いいたします。

部会長

以上で本専門部会の審議はすべて終了しますが、本年7月26日の専門部会設置以来、各委員におかれましては、大変お忙しい中、調査・審議に御協力いただいたことについて、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

以上で本専門部会の審議はすべて終了します。

最後に、本日の議事録確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いいたします。

皆様、大変お疲れ様でした。